

京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業に係る実証試験及び効果検証等業務
企画提案仕様書

1 事業の目的

本府では、京都舞鶴港を、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）等を活用した「東アジアのスマートエネルギーイノベーションポート」として国内外へ特長ある港としてアピールし、港湾ひいては地域の振興に繋げるため、平成30年3月に「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」を策定し、取組を推進しているところである。

本事業については、「京都舞鶴港前島ふ頭」において、再エネを活用し、面的なエネルギーマネジメントの取組及びふ頭全体の魅力・機能向上を図る取組を実施することで、観光等利用者の増加を促し、地域振興と再エネへの理解促進に繋げることを目的に、令和2年度に「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和3年度に基本計画に基づく「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定したところである。

今年度は、基本計画及び実施計画を基に、将来整備を予定する再エネ設備の電力を活用し、基本計画で設定した将来像の実現のため地域住民や観光客によるふ頭の利用促進及び滞在機能を強化させるための取組及び災害時の再エネ活用について実証試験及び効果検証を実施する。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）

3 委託業務の内容

業務内容は、以下のとおり。本業務の対象エリア及び対象施設は、別紙1のとおりとする。

基本計画において設定した将来像を実現するために必要な再エネを活用した取組について、実現性や効果、必要な電力量等の検証を行い、本格的な実施に伴うリスクや課題を整理し、実施方法やエリア内での効率的なエネルギーの活用方法等について検討を行うため、以下のとおり実証試験及び効果検証を実施する。

さらに検証結果を踏まえて、各取組の運営主体や整備手法等の今後の事業展開に向けた提案やエリア内のエネルギーマネジメント手法の検討等を実施する。

実施にあたっては、基本計画及び実施計画（業務報告書を含む）の内容を踏まえることとする。

各取組に係る電力については、EVからの給電電力を想定しており、EVへの充電は、舞鶴市公共施設に設置されている太陽光発電設備から給電を行わなければならないこととする。

不足分については、仮設の再エネ発電設備等からの電力を使用することも可とする。その場合は、EVからの給電を想定しなくてもよいこととする。

(1) 実証試験実施計画の作成

実証試験を実施するための実施計画を作成する。実施期間は3日間程度とする。

ア 実証試験を行う取組の選定

事業実施計画で検討した取組に限らず、受託者による新たな取組の提案も可とする。

イ 実施時期（府、市と調整）

ウ 必要な設備（電力供給に要するEV、再エネ発電設備を含む）、人員、資材等の計画の作

成（必要数や調達方法等）

- エ 実施に必要な電力の供給計画の作成
- オ 業務行程表の作成
- カ 交通誘導や交通規制等の安全面に係る計画の作成
- キ 実施にあたって必要となる関係機関との調整内容の整理（許可申請や協力依頼等）
- ク 実証試験の周知のための広報計画の作成（広報スケジュール、広報媒体、広報先、集客方法等）
- ケ 実証試験の実施目的及び今後の事業展開を踏まえた調査計画の作成
 - 来場者に係る調査：来場者数、回遊状況、アンケート等
 - 関係者に係る調査：実施結果、アンケート等
 - 利用電力量の計測調査

(2) 実証試験準備

実証試験実施に向けて、(1)で作成した実証試験実施計画に基づき必要な設備や人員等の手配及び調整を行う。

- ア 実施に係る人員の確保（運営スタッフ、警備等）
- イ 必要な設備調達、会場等の設営、実施場所等の使用許可申請
- ウ 関係機関への協力依頼
- エ 広報の実施

(3) 実証試験の運営及び調査の実施

(1)で作成した実証試験実施計画に基づき、実証試験及び調査を実施する。

- ア 実証試験の運営（本部設営、各取組のマネジメント等）
- イ 調査の実施

(4) 実施及び調査結果に基づく効果検証

実証試験実施によるエリアの活性化及び再エネ活用に係る効果の検証を行う。

- ア 各取組の満足度やニーズ等の整理
- イ 各取組の本格実施に向けた課題やリスクを整理し、解決方法の提案
- ウ エリアの賑わい創出に向けた再エネ活用の効果の検討
- エ 利用電力量の計測調査結果を踏まえた取組に必要な電力量の検討

(5) 今後の事業展開についての提案及び再エネ設備の設計

(4)の検証結果を踏まえ、将来像の実現に向けた今後の事業展開の提案及び給電設備の設計等を行う。

- ア 各取組の運営主体や整備手法等の今後の事業展開に向けた提案
- イ 各取組への電力の供給方法
- ウ 各取組に要する電力量の結果を踏まえた対象施設に整備する再エネ設備の検討（実施計画において各施設自家消費分の最低限の導入について検討済）
- エ 将来的なエリア内のエネルギー使用量を想定したエネルギーマネジメント手法の検討
- オ BEV、新モビリティ等への給電設備の基本設計

(6) 検討委員会の運営支援

実証試験の実施に向けた協議や実施後の効果検証等を行うための府、市、有識者、地元の関係団体等で構成された運営組織の支援を行う。

ア 運営支援（資料や報告書の作成等）

イ 実施結果の報告

(7) 業務実施に当たっての留意事項

ア 業務の細部については、別途府と協議の上で決定すること。

イ 契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、府と協議の上決定することとする。

4 成果物

報告書（紙媒体2部及び電子媒体一式）

本業務の成果物は、A4又はA3横、カラー印刷での印刷及び電子データで取りまとめることを基本とし、詳細については、府と協議することとする。また、電子データの形式は、PDF及びテキストコピーできるものとする。

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部脱炭素社会推進課

6 留意事項等

(1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、府に帰属する。

(2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書は、1社1提案とすること。

(2) 企画提案書の様式は、自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。

(3) 文章を補完とするための、写真、イラストなどの使用は可とする。

(4) 企画提案書は、散逸しないように1部ごとにまとめて提出すること。

(5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。

(6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

8 価格提案書（見積書）作成要領

(1) 価格提案書（見積書）には、本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。

なお、内訳については、再エネ電力を使用する取組と再エネ電力を使用しない（電力を使用しない）取組に係る経費（人件費、一般管理費等の全ての経費を含む。）を分けて作成する

- こと。価格提案書（見積書）を分けて作成することも可とする。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は、外税とすること。
 - (3) 価格提案書（見積書）は、できる限り詳細に分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。